

通知のあらまし

○ 土砂基準に適合することの証明（条例第19条関係）

- ・ 建設工事で発生する土砂等を民間の有料残土処分場等へ搬出する場合に必要な土砂等の汚染のおそれの調査は、まずは地歴調査を行うこととし、地歴調査資料は発注者が作成することを基本とする。
- ・ 地歴調査の結果により、土砂等の汚染のおそれが考えられる場合は、使用が認められた化学物質について分析調査を行うこと。
- ・ 分析調査に要する費用は、各工事において積上げ計上すること。

○ 国、地方公共団体が行う盛土等の取扱い（条例第8条関係）

- ・ 国、地方公共団体等が行う盛土等は許可不要のため、土砂基準に適合することを確認する義務は生じないが、条例第8条の「何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない」を遵守する必要がある。
- ・ 土壌汚染対策法第4条第1項の届出義務を確実に履行するとともに、土砂等の汚染のおそれがある場合は、土壌汚染対策法に基づき適切に対応すること。
- ・ 工事で発生する土砂等を他部局、国、他の地方公共団体が行う工事現場へ搬出する場合の土砂等の汚染のおそれの確認方法については、相手方の指示によるものとし、受け入れる場合は、必要に応じて、地歴調査結果等の提出を求めること。
- ・ 県が民地を借地して行う残土処分については、土砂等を搬入しようとする者から地歴調査結果等の提出を求め、土砂等管理台帳と同等の台帳を作成すること。

○ 発生抑制・利活用促進の徹底（条例第5条関係）

- ・ 条例施行により盛土に対する規制が強化されたことに伴い、公共建設工事の残土処理に影響が生じることが懸念されるため、建設発生土の発生抑制、利活用促進により一層取り組み、残土量の削減に努めること。